
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース 2015/6/9 号 (No. 203)

【知的財産権部からのお知らせ】

「2015 年度中小企業知的財産活動支援事業のお知らせ」

ジェトロでは中小企業の模倣品対策サポートのため、2015年度中小企業知的財産活動支援事業の公募を開始いたしました。

今年度は、これまで実施してきた模倣品の調査および摘発への助成に加え、新たに防衛型侵害対策 にかかる費用を助成する事業を実施いたします。詳しくは、下記事業概要をご覧ください。

【事業概要】

1. 模倣品対策支援事業

ジェトロが現地の調査機関に委託し、模倣品の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等についての調査、一部の権利行使を行い、費用の 2/3 (上限額 400 万円) を助成します。

※一部の権利行使とは、警告および中国における商標権侵害の行政摘発を指します。

同事業の助成条件や助成対象者(中小企業者の定義)、助成内容等の詳細につきましては、次の URL の公募要領をご覧の上、不な点等ございましたらジェトロ知的財産課までお問合せ下さい。

URL : http://www.jetro.go.jp/services/ip service/

申請受付期限: 2015年10月30日(金)

※17:00必着 (期限内随時受付)

※上記期限内でも予算がなくなり次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込み下さい。

<2014 年度実績>

2014 年度には 11 件の侵害調査を実施しました。 (中国 10 件、米国 1 件)

2. 防衛型侵害対策支援事業

海外での産業財産権に係る係争に巻き込まれており、その係争に基づく防衛型侵害対策を行おうとする企業に対し、当該係争にかかった費用の 2/3 (上限額 500 万円) を助成します。

助成対象となる係争とは、以下の場合を指します。

- (1) 冒認出願等で産業財産権を先取りした外国企業から訴えられてしまった場合。
- (2) 無審査によって取得できる産業財産権が並存していることにより、相手方外国企業から権利侵害を主張されている場合。
- (3) 産業財産権を保持しつつも事業を実施していない企業(所謂パテント・トロール)から権利侵害で訴えられてしまった場合。

同事業の助成条件や助成対象者(中小企業者の定義)、助成内容等の詳細につきましては、次の URL の公募要領をご覧の上、不明な点等ございましたら、ジェトロ知的財産課までお問合せ下さい。

URL : http://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas

申請受付期限: 2015年10月30日(金)

※17:00必着 (期限内随時受付)

※上記期限内でも予算がなくなり次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込み下さい。

【上記2件の事業に関するお問い合わせは、以下担当者までお願い致します。】

ジェトロ知的財産課

担当:南澤、唐澤、佐藤、谷波、宮本

TEL: (03) 3582-5198 FAX: (03) 3585-7289

E-mail: CHIZAI@jetro.go.jp

【最新ニュース・クリッピング】

〇 法律・法規等

- 1. 改正専利代理管理弁法、5月1日施行(中国知識産権資訊網 2015年5月6日)
- 2. 電子商取引法の草案、年内に完成の見通し(国家知識産権戦略網 2015年5月15日)
- 3. 「安徽省専利保護と促進条例」改正案、省人代常務委で審議(国家知識産権網 2015年5月22日)

〇 中央政府の動き

- 1. 国家知識産権局・申長雨局長率いる代表団が米国特許商標庁を訪問(国家知識産権網 2015 年 4 月 24 日)
- 2. 国家工商行政管理総局、企業名称登記改革のテストを展開(工商総局公式サイト 2015 年 4 月 24 日)
- 3. 国務院、電子商取引発展促進に関する「意見」発表、知財権保護強化へ(中国政府網 2015年5月 13日)
- 4. 発改委が医薬品の価格制限を撤廃、特許医薬品に価格交渉制度を導入へ(国家知識産権網 2015 年 5 月 8 日)
- 5. 国家工商総局、行政処罰事件の情報公開活動に重点(中国知識産権資訊網 2015年5月6日)
- 6. 申長雨局長とマレーシア・MDTCC のハサンマレク長官が会談(国家知識産権網 2015 年 4 月 30 日)
- 7. 国家発展改革委、ハイテク企業認定政策を改善、知的財産権をより重視(国家知識産権戦略網 2015 年 5 月 18 日)
- 8. 国務院、対外貿易の新たな強みの育成支援策を発表(中国政府網 2015年5月15日)
- 9. 国務院、展示会における知的財産権保護活動を強化(中国政府網 2015年5月12日)
- 10. 国家知識産権局、「産業知的財産権連盟建設ガイドブック」を発布(国家知識産権網 2015年5月8日)
- 11. 申長雨局長とミッシェル・リー長官が北京で会談(国家知識産権網 2015年5月27日)
- 12. 国家林業局、2015 年林業知的財産権戦略実施推進計画を発布(中国知識産権資訊網 2015 年 5 月 21 日)
- 13. 中国政府が「中国製造 2025」発表、製造強国を実現(国家知識産権戦略網 2015 年 5 月 21 日)
- 14. 工商総局とシンガポール知的財産権庁が協力覚書を締結(工商総局公式サイト 2015年5月19日)

〇 地方政府の動き

- 1. 江蘇省、著作権産業経済貢献度に関する調査結果を公表(国家知識産権網 2015年4月27日)
- 2. 北京、2014年知的財産権保護状況に関するプレス発表会を開催(国家知識産権戦略網 2015年4月23日)
- 3. 湖北省初の商標権保護支援センターが設立(工商総局公式サイト 2015年5月15日)
- 4. 天津市知的財産権運営連盟が発足、サービスシステム整備に注力(国家知識産権網 2015 年 5 月 13 日)
- 5. 北京市がサービス業開放の実験都市に、外資の市場参入規制緩和(国家知識産権戦略網 2015年5月25日)

- 6. 天津自由貿易区で知的財産権法執行調整センターを設立へ(中国知識産権資訊網 2015 年 5 月 21 日)
- 7. 広州市、特許支援策を強化、今後5年で4億元投入(国家知識産権網 2015年5月18日)

〇 司法関連の動き

- 1. 最高裁、外国に関わる知的財産権事件を公開審理、各国使節が傍聴(中国知識産権資訊網 2015 年 4月23日)
- 2. 2014 年度「最高人民法院知的財産権事件年度報告書」を発表(中国知識産権資訊網 2015 年 4 月 22 日)

〇 ニセモノ、権利侵害問題

- 1. 吉林省、電子商取引における商標専用権の保護を強化(工商総局公式サイト 2015年4月29日)
- 2. 深セン税関、昨年模倣品 4000 万点以上を摘発(中国打撃侵権工作網 2015 年 4 月 24 日)
- 3. 国家版権局、監視管理を強化へ、2014 年度 10 大事件を発表(中国知識産権資訊網 2015 年 4 月 23 日)
- 4. 上海自貿区で輸入貨物に関する初の知的財産権侵害事件を摘発(国家知識産権網 2015年4月24日)

〇 統計関連

- 1. 知識産権局、「2014年全国専利実力状況報告書」を発表(国家知識産権網 2015年4月28日)
- 2. 第117回広州交易会、権利侵害企業が1割増(中国知識産権資訊網 2015年5月13日)
- 3. 国家林業局、198 属・種の新品種保護リストを発布(国家知識産権網 2015 年 5 月 13 日)
- 4. 「2015 年農業知的財産権創造指数報告書」が発表(中国知識産権資訊網 2015 年 5 月 27 日)
- 5. 安徽省の有効特許が 1 万 8535 件に、1 万人あたり平均は 3.07 件(国家知識産権網 2015 年 5 月 20 日)

〇 その他知財関連

- 1. 知的財産権保護への社会満足度、3年連続で上昇(国家知識産権網 2015年4月24日)
- 2. 中国情報通信研究院、「中国ネット著作権保護年度報告書」を発表(国家知識産権網 2015 年 4 月 24 日)
- 3. 第8回五大特許庁長官会合、5月20~22日に蘇州市で開催される(中国知識産権資訊網 2015年5月19日)
- 4. 国家知識産権局の「Sシステム」、日本語など 7 言語が利用可能に(国家知識産権網 2015 年 5 月 6 日)
- 5. 五大特許庁の審査情報検索サービスが運用開始(国家知識産権網 2015年5月20日)

●ニュース本文

〇 法律・法規等

★★★1. 改正専利代理管理弁法、5月1日施行★★★

4月30日、特許代理市場のさらなる整備と、特許代理サービス能力のさらなる向上を目指し、国家知識産権局は改正「専利代理管理弁法」(以下、「弁法」)を公布した。新「弁法」は5月1日より施行される。

国家知識産権局の関係者の説明によれば、「弁法」は「業界規模を拡大し、市場の活性化を促す」、「サービスモデルを刷新し、サポートを強化する」という課題を巡り、新たな一連の改正を行った。うち、▽専利代理機構設立に対する資金的要件を削除(第4条、第8条、第15条)▽専利代理機構の設立と登録事項変更行為を規範化させ、「国家知識産権局における登記情報と工商行政管理部門における登記情報は一致しなければならない」と定める(第10条、第11条)▽「専利代理機構及び専利代理人の年度検査」を「監督管理」に変え、専利代理機構の年度検査に関する規定を削除し、専利代理機構の年度報告書公示制度、専利代理機構異常経営名簿と重大違法専利代理機構名簿制度を導入する――の3つの新変化が特に注目される。

また、「弁法」は国家知識産権局が専利代理機構の年度報告の提出と公示の組織を担当し、専利代理機構異常経営名簿と重大違法専利代理機構名簿の公示に責任を負うことを明確にした。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年5月6日)

★★★2. 電子商取引法の草案、年内に完成の見通し★★★

権威筋によると、中国初の「電子商取引法」草案は 2015 年下半期に完成し、関係企業、業界協会及 び専門家らに向けて公開意見募集を行う見込みである。

作成中の「草案」は、電子商取引に対する監督・管理、市場の参入と退出、電子契約、ネット決済、知的財産権の保護、個人情報の保護、消費者権益の保護などの内容を盛り込んだ。草案は完成次第、各部門、地方、電子商取引企業、協会や専門家の意見を聞き取り、2016年6月までに全国人民代表大会財経委員会の審議に提出することを目指す。

情報によると、現在進行中の電子商取引の立法は、イノベーションと競争の奨励を中心とし、規範・管理の需要にも配慮する。立法の原則についてはすでに、▽関連者の権益の保障、▽市場の秩序の規範化、▽電子商取引企業・業界の自律、▽オンライン・オフラインの共同管理、▽イノベーション・発展の奨励——の5つの原則が確定されている。

(出典: 国家知識産権戦略網 2015年5月15日)

★★★3. 「安徽省専利保護と促進条例」改正案、省人代常務委で審議★★★

5月18日午後開かれた安徽省第12回人民代表大会(省人代)常務委員会の第19回会合において、「安徽省専利保護と促進条例」が審議された。改正案は政府職責、違法通報制度、電子商取引分野の権利侵害などに関する規定を明確にした。

改正案によると、政府は国民経済と社会発展計画の一部として専利(特許、実用新案、意匠)活動を推進し、専利発展戦略を制定、実施し、専利の保護と促進に必要な経費を提供する。また、専利管理部門に対し、苦情通報制度を導入して違法事件を適切に調査、処理するよう求めている。

電子商取引分野の専利関連違法行為について、電子商取引サイトの所在地またはネット店経営者の 所在地の専利管理当局が摘発活動を担当すると定められている。

(出典: 国家知識産権網 2015年5月22日)

〇 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局・申長雨局長率いる代表団が米国特許商標庁を訪問★★★

4月21日、中国国家知識産権局(SIPO)の申長雨局長が率いる代表団は米国特許商標庁(USPTO)を訪問した。申局長とミッシェル・リー長官は会談を行い、「中華人民共和国国家知識産権局と米国特許商標庁による2015~2016年活動計画」に署名した。

申長雨局長は、中国の知的財産権事業の現状とイノベーションによる発展駆動戦略、知的財産権戦略行動計画の実施状況を紹介した。さらに、経済貿易関係がますます緊密になっている中、中米両国は実務上の協力を一段と深め、より効果的な措置を講じて両国企業のため優れた知的財産権保護環境を提供し、経済・科学・文化の交流を促進していきたいと話した。

両長官は会談において、事務所設置や特許データ交換、要員訓練を含めた 10 数個の議題について意見交換を行った。会談後に締結された「2015~2016 年活動計画」によると、双方は協力分野をさらに拡大し、審査業務など分野の提携事業を引き続き実施することとしている。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 4 月 24 日)

★★★2. 国家工商行政管理総局、企業名称登記改革のテストを展開★★★

国家工商行政管理総局はこのほど、深セン市において企業名称登記改革のテストを展開していく方針を明らかにした。深セン市場・品質監督管理委員会が工商総局に対し企業名称登記改革テストの実施を要請し、総局が研究を重ねた上で、実施を許可し、23 日公式サイトにて公表した。

工商総局の回答によれば、企業名称登記プロセスの簡素化を図るため、今後深セン市で企業登録を申請する場合には、企業名称の前置審査・仮承認をする必要がなくなり、申請者は企業登録手続きを行う際に、企業名称を自ら申告し、企業名称の登記を同時に行うことができることとなる。

このため、企業登録主管機関に対し、企業名称データベースを開放し、企業名称申請の照合システムを構築し、使用禁止・制限の企業名称規則を制定して公示し、申請者自らが企業名称を選択しやすい環境を整えることが求められる。

改革後、申請者が自主的に申告する企業名称が紛争発生した場合、紛争当事者が登録機関に裁決を申請することができ、また、当事者が登録機関の裁決結果に対して不服する場合、別途で人民法院に 民事訴訟を提起することもできるという。

(出典:工商総局公式サイト 2015年4月24日)

★★★3. 国務院、電子商取引発展促進に関する「意見」発表、知財権保護強化へ★★★

中国国務院はこのほど、電子商取引の発展に向け、知的財産権保護強化などの方針を示している 「電子商取引の大いなる発展による経済の新原動力の育成加速に関する意見」(以下、意見)を発表 した。

「意見」は伝統的な商業・貿易・流通企業における電子商取引の発展を促し、農村部の電子商取引を積極的に発展させるとしている。そのため、支援システム、法制度・基準の健全化に取り組み、信用制度の建設、科学技術と教育のサポートを強化し、地域の電子商取引の発展を推進する。対外開放水準を引き上げ、電子商取引の国際協力を強化し、クロスボーダー電子商取引の通関効率を高め、電子商取引の海外進出を推進する。同時に、電子商取引分野の知的財産権の保護を強化し、ネット上のビジネスモデルの発明特許による保護を更に強化することについて研究を進めると決めた。

また、意見は独占協議の達成と市場支配的地位の濫用問題を重点的に取り締まり、経営者集中反独 占審査を通じて、市場競争を排除・制限する行為を防止し、電子商取引企業の雇用サービスを強化し、 電子商取引人材の供給・応募情報の連携を完備することを明確にした。

(出典:中国政府網 2015年5月13日)

★★★4. 発改委が医薬品の価格制限を撤廃、特許医薬品に価格交渉制度を導入へ★★★

5月5日、国家発展改革委員会(発改委)は国家食品薬品監督管理総局等の中央政府7部門と共同で「医薬品価格改革の推進に関する意見」を発表し、医薬品の小売価格に上限を設ける政府指導価格制度を撤廃することを明示した。また、特許医薬品の価格について、価格交渉が適用されることを明らかにした。

これまで、中国の医薬品の価格は政府が定めていたが、6月1日から大部分の医薬品(麻酔薬や向精神薬の一部を除く)において「最高小売価格」(上限価格)が撤廃されることになった。これで約20年続いてきた薬品の「政府定価制度」が正式に終わりを告げることになる。今後医薬品の流通価格は市場競争に委ねられることになり、医療費が安く済むようになることが期待される。

特許医薬品の価格について、公開で透明な多方参加の交渉の後、価格が決定されることを明確にした。

(出典:国家知識産権網 2015年5月8日)

★★★5. 国家工商総局、行政処罰事件の情報公開活動に重点★★★

国家工商行政管理総局は、今年の重点活動として行政処罰事件の情報公開を推進する方針を固めた。 工商管理部門による法執行業務の透明度と信頼度を一段と向上させることが狙い。昨年末までに、国 内の全工商部門で行政処罰事件の情報を公開するための HP が開設され、企業信用公示システムとの相 互接続が実現している。国家工商総局が先日開いた権利侵害・模倣品摘発活動に関するテレビ電話会 議でわかった。

会議で演説した工商総局の劉俊臣副局長は、今後、行政法執行機関と企業登記機関間の情報共有を 推進し、行政処罰情報公開システムと企業信用公示システムを活用して公開情報の比率を高めていく 必要があると指摘し、さらに、情報公開活動の実態を把握し、業務改善を進めて、法執行活動の透明 度と工商機関への信頼度を向上させなければならないと強調した。

2014年、全国の工商行政管理部門は権利侵害・模倣品関連事件 6万7500件を摘発し、目覚しい成果を遂げた。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年5月6日)

★★★6. 申長雨局長とマレーシア・MDTCC のハサンマレク長官が会談★★★

4月27日、マレーシア国内取引・協同組合・消費者保護省(MDTCC)のハサンマレク長官一行らが国家知識産権局を訪問し、申長雨局長と会談を行った。

申長雨局長は、職員研修や医薬データバンクなど分野において双方が実施した一連の協力事業を評価し、国家知識産権局は知的財産権の各分野でマレーシア側と提携を強化し、両国の知的財産権協力 事業を一層深めていきたいと表明した。

ハサンマレク長官は、知的財産権は両国の経済発展にとって重要なもので、双方の協力を引き続き 推進することを望むと語った。

会談後、国家知識産権局とマレーシア知的財産公社は、データ交換に関する協定を締結した。双方 は知的財産権に関する評価、融資、市場化など分野での協力を強化することで合意した。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 4 月 30 日)

★★★7. 国家発展改革委、ハイテク企業認定政策を改善、知的財産権をより重視★★★

国家発展改革委員会はこのほど、科学技術部、工業・情報化部、国家知識産権局を含む国の 10 部門 とシンポジウムを共催し、ハイテク企業認定政策の改善について意見、アドバイスを聞き取った。

シンポジウムにおいて、国家発展改革委は国家知識産権局など部門の提案に基づき、ハイテク企業認定政策を改善し、企業の保有する特許をより重要な認定要件にする方針であることが明らかになった。このほか、国家標準である「知的財産権管理規範」の導入状況も考慮する。ハイテク企業がイノベーションと知的財産権管理能力を一層重視するよう促すことが狙い。企業の競争力向上と、ハイテク企業によるイノベーション牽引役の発揮につながることが期待される。

(出典:国家知識産権戦略網 2015年5月18日)

★★★8. 国務院、対外貿易の新たな強みの育成支援策を発表★★★

対外貿易の伝統優勢を固め、競争における新たな強みの育成を加速するため、国務院弁公庁が 12 日、「対外貿易の競争における新たな強みの育成加速に関する若干の意見」(以下「意見」)を正式発表した。市場活力を高め、貿易企業の自信を取り戻し、輸出入の安定した成長を促進することが狙いである。

「意見」は、対外貿易の構造調整の推進に力を入れ、国際市場、国内地域、経営主体、対外貿易製品の構造と貿易スタイルを最適化し、互恵・ウィンウィンの国際協力の新局面の構築に努力し、自由貿易区戦略の実施を加速させることを目標に掲げた。そのため、法治化され国際化されたビジネス環境を構築し、公平な競争が行われる市場環境を整えるよう求めた。

「意見」はまた、輸出製品の技術、ブランド、品質、サービスの水準を向上させ、ブランドの増値効果を発揮させ、企業による研究・開発を促進し、サービス業の国際化レベルを引き上げ、サービス 貿易の対外貿易における比率を引き上げることを明確にした。

(出典:中国政府網 2015年5月15日)

★★★9. 国務院、展示会における知的財産権保護活動を強化★★★

国務院はこのほど、「展覧業発展のさらなる促進に関する若干意見」を発布し、展覧業の戦略的発展目標と主要任務を明らかにした。

「若干意見」は、急成長している国内展覧業は現代的市場体系と開放型経済体系を構築するための 重要なプラットフォームになっている一方、体制改革と市場化の進捗が立ち遅れていると指摘したう え、展覧業の発展を一層促進するための一連の施策を打ち出した。

管理体制の改善について、商務部や発展改革委、科学技術、公安、工商、税関、知的財産権などからなる部門間合同会議制度を導入し、協調協力を強化すると「若干意見」が要求している。また、マ「展示会知的財産権保護弁法」改正作業の加速や展示会関連知的財産権の創造・運用・保護の促進を含む知的財産権保護の強化▽権利保護通報、処理能力の向上や監視管理手段の刷新を含む権利侵害・模倣品摘発活動の強化——などに関する内容が盛り込まれている。

(出典:中国政府網 2015年5月12日)

★★★10. 国家知識産権局、「産業知的財産権連盟建設ガイドブック」を発布★★★

国家知識産権局はこのほど、専利パイロットモデル事業の推進と知的財産権・産業発展の融合促進 を狙い、産業知的財産権連盟の建設を指導するための「産業知的財産権建設ガイドブック」を作成、 発布した。

「ガイドブック」に知的財産権連盟の定義、活動原則、主要任務、運用管理などの内容が盛り込まれている。産業知的財産権連盟の主要任務として、▽産業の重要分野における知的財産権運用の強化 ▽知的財産権研究開発システム、パテントプールの構築▽加盟企業のイノベーション事業の支援▽知的財産権に関するイノベーション・起業の支援——などと定めている。

国家知識産権局・専利管理司の責任者は、今後、▽産業知的財産権連盟の発展を後押しする政策支援体制の改善と▽関連人材の育成、重点産業知的財産権連盟データバンクの構築などに引き続き取り組む方針であると説明している。

(出典:国家知識産権網 2015年5月8日)

★★★11. 申長雨局長とミッシェル・リー長官が北京で会談★★★

5月25日、中国国家知識産権局(SIPO)の申長雨局長と米国特許商標庁(USPTO)のミッシェル・リー長官が北京で会談を行った。双方は知的財産権分野のマクロ政策と、共に関心を寄せる課題、協力関係のさらなる発展などについて意見を交わした。両長官は会談後、「知的財産権分野に関する協力了解覚書」に署名した。

申長雨局長は蘇州で開催された五大特許庁長官会合の状況を説明し、中国専利法の第4回改正作業と「職務発明条例」作成作業の進捗を紹介した。また、ハイレベル相互訪問や政策交流、政府間対話などにおいて両庁が展開した協力作業の成果を評価し、USPTOと良好な協力関係を保ち、両国の出願人により良いサービスを提供し、知的財産権分野での相互理解・交流を推進していきたいと語った。

リー長官は、中国側との協力を一段と拡大し、両国の企業のイノベーションを促し、審査業務やデータ交換、課題研究など分野の交流・協力を深化することを望んでいると表明した。

(出典: 国家知識産権網 2015年5月27日)

★★★12. 国家林業局、2015 年林業知的財産権戦略実施推進計画を発布★★★

国家林業局はこのほど、「2015 年林業知的財産権戦略実施推進計画」を発布した。5 月 18 日、国家林業局関係者が明らかにした。同推進計画は林業知的財産権の創造・運用・保護・管理レベルの向上に注力することを強調した。

2015 年の目標として、▽林業知的財産権の評価システムの改善、▽支援、奨励策の整備、▽植物新品種審査活動の品質改善と効率向上、▽重点分野における知的財産権ポートフォリオの強化、▽林業知的財産権成果移転の促進——などが掲げられている。

国家林業局は、「全国林業知的財産権事業発展計画(2013~2015年)」と「2015年国家知的財産権 戦略実施推進計画」に基づき、林業に関する知的財産権活動のレベルを確実に向上させることを狙い、 この「推進計画」を作成した。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年5月21日)

★★★13. 中国政府が「中国製造 2025」発表、製造強国を実現★★★

中国国務院は19日、「中国製造2025」を正式発表した。新たに打ち出された政策指針は、製造大国から製造強国への転換に向けて3段階に分けて行われる10ヵ年計画の第1期行動綱領を示している。これにより、製造業全般の競争力を強化し、2025年までに製造強国の列に加わることを第1段階の目標としている。

国務院は「中国製造 2025」の中で、製造強国の実現に向けた3段階を明示した。第1段階は、2025年までに製造強国に仲間入りすること、第2段階は、2035年までに製造業全体の実力を世界の製造強国の中位のレベルに引き上げること、第3段階は、中華人民共和国設立100周年(2049年)までに、総合的な実力を世界の製造強国の上位のレベルにすることであると定めた。

これら3段階のうち、「中国製造2025」は第一歩の段階である2025年までの戦略を盛り込んだもの。 現在、中国は産業規模が世界の製造業の20%を占めているにもかかわらず、イノベーション能力で劣っている。このため、「中国製造2025」では▽イノベーション能力の向上、▽情報化と工業化の融合推進、▽科学技術成果転換・産業化の促進、▽品質向上・ブランド構築の強化などの目標を掲げた。 (出典:国家知識産権戦略網2015年5月21日)

★★★14. 工商総局とシンガポール知的財産権庁が協力覚書を締結★★★

5月18日、国家工商行政管理総局の劉玉亭副局長率いる代表団がシンガポールを訪問し、工商総局 を代表してシンガポール知的財産権庁と協力覚書を締結した。

シンガポール知的財産権庁で劉副局長ら一行は陳一山長官と会談を行った。陳長官はシンガポール の商標登録の実態を紹介し、劉副局長は中国の商事制度改革と国際ブランド保護の進捗状況を説明した。

双方が締結した協力覚書によると、双方は協力の枠組みを構築し、情報、経験の交流やキャパシティ・ビルディングなどを通じて知的財産権保護システムの管理を改善し、効率を高めることに取り組む。 劉副局長は、協力覚書の締結で双方の商標分野における協力が一段と密接になるだろうと話し、協力 枠組みの下で対話と交流を強化し、両国間の経済貿易の発展を共に推進していきたいと期待を示した。 (出典:工商総局公式サイト 2015 年 5 月 19 日)

〇 地方政府の動き

★★★1. 江蘇省、著作権産業経済貢献度に関する調査結果を公表★★★

江蘇省版権局はこのほど、2013 年度の江蘇省著作権産業の経済貢献度調査結果を発表した。2013 年、 江蘇省著作権産業の付加価値は 4644 億 5700 万元に達し、前年に比べて 0.74%増え、江蘇省 GRP(地 域総生産)の 7.85%を占めた。

この中で、核心となる著作権産業の付加価値は江蘇省 GRP の 4.19%にあたる 2479 億元で、著作権産業全体の付加価値の伸び幅は 20.79%、核心著作権産業の伸び幅は 24.38%。また、2013 年、江蘇省著作権産業の経済貢献率は 16.96%、核心著作権産業の経済貢献率は 10.64%であった。

江蘇省版権局が著作権産業経済貢献度の調査結果を発表するのはこれが2回目。省統計局、南京税 関など部門が提供したデータを踏まえて専門の分析機構に依頼して作成した。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 4 月 27 日)

★★★2. 北京、2014年知的財産権保護状況に関するプレス発表会を開催★★★

北京市政府は先日、プレス発表会を開き、2014年の北京市の知的財産権保護状況を説明した。昨年、北京市の専利(特許、実用新案、意匠)、商標、著作権など知的財産権は件数が増加するとともに質も向上し、有効特許が10万件を超えた。また、人口1万人あたりの特許保有件数が48.2件に達し、国内各省、自治区、直轄市の中で引き続き首位を維持している。

北京市の昨年の専利出願件数は 13 万 8111 件、前年比 12%増加した。この中で、特許出願は 15.7% 増の 7 万 8129 件であった。一方、特許登録件数は同 19.1%増加し、国内最多の 2 万 3237 件に達した。このほか、有効登録商標が 51 万件、作品著作権登録が 51 万 843 件、ソフトウェア登録が 4 万 7825 件となっている。

市知識産権局の責任者によると、北京市は今後、「首都知的財産権戦略行動計画(2015~2020年)」に基づき、知的財産権の保護・運用の促進に重点を置いて知的財産権戦略の実施を一層推し進めていく方針である。

(出典: 国家知識産権戦略網 2015 年 4 月 23 日)

★★★3. 湖北省初の商標権保護支援センターが設立★★★

5月8日、湖北省商標協会と湖北省弁護士協会が同省初の商標権保護支援センターを共同で設立した。湖北省は近年、商標の発展を加速させ、目覚しい成果を遂げている。今年4月末時点の統計によると、湖北省の中国馳名商標が204件、地理的表示が203件に達している。国内では3位、中部地区では最多であった。一方、商標関連紛争が増加し、企業は権利保護の手段が少なく、権利保護コストが高いなどの課題に直面している。

半年の準備作業を経て設立されたこの保護支援センターは、湖北省のブランド保護システムの構築も目指している。省商標協会と省弁護士協会の指導の下、商標権利者に法律サービスを提供する。 (出典:工商総局公式サイト 2015 年 5 月 15 日)

★★★4. 天津市知的財産権運営連盟が発足、サービスシステム整備に注力★★★

天津市初の知的財産権運営連盟はこのほど、天津東麗区にある華明ハイテクパークで設立式を行い、 正式に発足した。

東麗区政府と知的財産権出版社、天津市知識産権局が共同推進して設立した中知厚徳知的財産権運営管理(天津)有限公司をリーダーとする同連盟は、知的財産権評価、戦略的コンサルティング、特許ポートフォリオ、権利侵害早期警報、取引、金融投資などをカバーする全面的なサービスシステムの構築に注力する。また、天津市に適する知的財産権商業化プロジェクトを誘致し、東麗区を含む天津市全体の経済発展に寄与し、さらに中国華北地区の知的財産権運用中心地と中国初の知的財産権サービスパークの建設促進を趣旨とする。

天津市知識産権局と知的財産権出版社、天津東麗区の責任者と、中信建投、天星資本、開元評估など加盟機構の代表らが設立式に出席した。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 5 月 13 日)

★★★5. 北京市がサービス業開放の実験都市に、外資の市場参入規制緩和★★★

国務院は21日、李克強総理の承認を得て、「北京市のサービス業開放拡大総合実験に関する基本計画」を正式発表した。北京市でサービス業開放拡大の総合実験を進めることが承認され、北京市は中国初のサービス業開放拡大総合実験都市となった。

「計画」によると、北京市は▽科学サービス業、▽インターネット及び情報サービス業、▽文化教育サービス業、▽金融サービス業、▽ビジネス及び旅行業、▽医療サービス業の六つの分野において、新たな高水準の対外開放を推し進めるための総合実験を展開していく。実験期間は3年間とする。

「計画」はインターネットと情報サービス業の国内外の資本合作を促進する方針を明らかにした。 外資によるソフトウェア及び情報サービス、集積回路設計等の新興産業への進出を奨励し、クラウド コンピューティング、物聯網、モバイルインターネット、次世代インターネット等のサービスモデル とビジネスモデルの革新を促進する。また、多国籍企業が北京で研究開発センター、オフショアサー ビスセンター、地域本部を設立することを奨励すると同時に、人材導入、技術導入、共同開発等の協 力を支援する方針を明確にした。

(出典: 国家知識産権戦略網 2015 年 5 月 25 日)

★★★6. 天津自由貿易区で知的財産権法執行調整センターを設立へ★★★

天津市濱海新区の科学技術委員会と市知識産権局、市場監督管理委員会、天津税関はこのほど会合を開き、天津自由貿易試験区(自貿区)で知的財産権法執行調整センターを設置することで議論を交わした。

関係者によると、天津自貿区の知的財産権法執行調整センターの設立方案は当面、作成中である。 同センターの主要活動は、▽輸出入貨物の特許、商標関連審査活動に関して税関と協力する▽関連当 局間の連絡メカニズムを構築し、タイムリーな情報共有を確保する——などが含まれる。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年5月21日)

★★★7. 広州市、特許支援策を強化、今後5年で4億元投入★★★

広州市知識産権局と市財政局が共同発布した「広州市専利活動特別資金管理弁法」によると、広州市は2015年から2019年までの5年に専利(特許、実用新案、意匠)支援活動に4億元を投入する。この前の8年間に支出された知的財産権支援資金の4倍以上の金額となる。

「管理弁法」は、▽初の特許登録に成功した企業、▽特許維持費を支払っている企業、▽代理機構を通じて特許を登録した企業を初めて支援対象に加えた。専利出願登録を支援する特別補助金と、専利の創造・運用・保護・管理・公共サービスを支援する特別発展資金の2部分が含まれる。

「奨励策と市場という2重促進で、広州市の専利活動は今後5年に新しい飛躍を実現するだろう」と、市知識産権局の鄧佑満局長が期待を示している。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 5 月 18 日)

〇 司法関連の動き

★★★1. 最高裁、外国に関わる知的財産権事件を公開審理、各国使節が傍聴★★★

4月22日、最高人民法院(最高裁)第一法廷で、イーライリリー·アンド·カンパニーが常州華生製薬有限公司を相手取り提起した特許権侵害訴訟の公開審理が行われた。米国、スイス、ノルウェー、コロンビア、ナイジェリア、セネガルなどの駐中国使節と、国家知的財産権戦略部門間合同会議のメンバー部門の責任者らが裁判を傍聴した。

審理において最高裁の法廷に初めて登場した技術調査官が、技術問題の調査などで裁判官に協力した。各国使節が傍聴後、審理手続きの公開、透明度と裁判官の審理能力を高く評価し、今回の傍聴を通じて中国の司法体制とその進捗への認識、理解を深めたと話した。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年4月23日)

★★★2. 2014 年度の「最高人民法院知的財産権事件年度報告書」が発表★★★

21日、最高人民法院(最高裁)は「最高人民法院知的財産権事件年度報告書(2014年)」の摘要を発表した。最高裁が昨年審理した知的財産権と不正競争関連事件は伸びが減速する中、新型事件、難問な事件が引き続き増加していることがわかった。

また、▽専利(特許、実用新案、意匠)など技術関連事件の割合が大きい▽植物新品種に係る事件が引き続き増加▽著作権関連事件の伸び幅が減少——などの特徴が見られる。

「最高人民法院知的財産権事件年度報告書」に、最高裁が昨年審理した知的財産権・不正競争関連 事件から選ばれた35件の典型事件が収録されている。全文はおよそ6万文字、近いうちに出版される 見通し。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年4月22日)

〇 ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 吉林省、電子商取引における商標専用権の保護を強化★★★

4月23日、吉林省が電子商取引商標専用権保護座談会を開き、電子商取引における商標権使用状況の監視・管理、および農業企業の電子商取引の展開を支援する方針を固めた。企業の商標登録・運用・保護及び管理能力をさらに向上させ、商標専用権に対する保護を強め、企業が安心して経営できる環境づくりを目指す

吉林省工商局の劉景平副局長は会議において「全省工商システムは多種多様な宣伝活動を行い、知的財産権を尊重・保護する環境を整えるよう努める。同時に、商標専用権侵害と偽物の製造・販売行為を厳しく取り締まる」と指摘した上、「商標専用権を守り、統一開放、競争有序の市場体系の建設を促すことは、工商機構の法的責任だけではなく、誠実に経営する市場主体らの良好な願望と責任でもある」と述べた。

(出典:工商総局公式サイト 2015年4月29日)

★★★2. 深セン税関、昨年模倣品 4000 万点以上を摘発★★★

昨年、深セン税関は知的財産権侵害商品 4200 万点を摘発した。総額は 8300 万元に上る。

深セン税関は全国で最初に知的財産権税関保護を実施した税関の一つである。2008 年から 2013 年にかけて、深セン税関が摘発した模倣品は全国税関の摘発総量の 6 割を占める。昨年、50 万元以上の模倣品を差し押さえた重大事件は 33 件、前年より 50%増加した。また、昨年、深セン税関は権利侵害商品の集中廃棄処分を 4 回実施し、4700 万点以上の模倣品を処分した。

このほか、深セン税関は昨年、実務担当者の研修訓練、香港税関との共同エンフォースメント実施などを通じて、知的財産権の税関保護の強化に注力した。

(出典:中国打撃侵権工作網 2015年4月24日)

★★★3. 国家版権局、監視管理を強化へ、2014 年度 10 大事件を発表★★★

4月22日、国家版権局が北京でブリーフィングを開き、2014年度の著作権侵害・海賊版事件摘発状況を説明し、2014年度著作権侵害・海賊版摘発10大事件を発表した。

国家版権局は会見で、2015 年度の重点活動として、監視管理範囲の拡大、監視管理の強化、長期体制のさらなる整備に取り組むと表明した。

国家版権局が公表した 2014 年度著作権侵害・海賊版摘発 10 大事件に、行政処罰事件 4 件と刑事判決事件 6 件が含まれた。動画、オンラインゲーム、漫画アニメケーションに関する著作権侵害、図書・雑誌・ソフトウエアの海賊版販売など多岐の分野にわたる。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年4月23日)

★★★4. 上海自貿区で輸入貨物に関する初の知的財産権侵害事件を摘発★★★

発足して1年半経った中国(上海)自由貿易試験区(上海自貿区)では、輸入貨物に関する第1件目の知的財産権侵害事件が摘発された。上海税関が洋山港で、中国に輸入しようとする「NIKE」商標の運動靴1万164足を差し押さえ、ナイキ社に鑑定してもらったところ、同社の商標権を侵害したものであると判明した。総額は500万元を超える。犯罪の疑いがあるとして公安部門に移送された。

上海税関は、知的財産権保護の施策を含む 23 件の新制度を上海自貿区に導入し、「順守者には簡素化、違法者には懲罰」との新しい監視管理体制を確立した。昨年、上海税関は知的財産権侵害事件 461件を摘発し、前年比 5 倍増の 3575 万点の権利侵害貨物を差し押さえた。今年第1四半期は 69 件、290万点を摘発した。

(出典: 国家知識産権網 2015年4月24日)

〇 統計関連

★★★1. 知識産権局、「2014年全国専利実力状況報告書」を発表★★★

国家知識産権局専利管理司と知識産権発展研究センターはこのほど、「2014年全国専利実力状況報告書」を発表した。専利(特許、実用新案、意匠)の創造、運用、保護、管理、サービスの5分野に分けて、国内31の省、自治区、直轄市の専利発展状況に関する分析、評価の結果が盛り込まれている。同報告書によると、2014年、中国の専利実力は引き続き向上した。

全国専利総合実力ランキングのトップ 10 は、上から順に、広東省、北京市、江蘇省、浙江省、上海市、四川省、天津市、山東省、湖南省、福建省の順となった。

特許創造の実力トップ3は北京市、上海市、広東省、特許運用の実力トップ3は広東省、江蘇省、 北京市、特許保護の実力トップ3は江蘇省、浙江省、広東省、特許サービスカトップ3は北京市、上 海市、広東省となっている。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 4 月 28 日)

★★★2. 第 117 回広州交易会、権利侵害企業が 1 割増★★★

第 117 回中国輸出入商品交易会(広州交易会)の知的財産権関連苦情の件数が前回比ほぼ横ばいで、「他人の知的財産権を侵害した」と認定された企業は約1割増加した。5月5日、閉幕後に開かれた記者会見で、広州交易会の報道官を務める劉建軍氏が説明した。

劉報道官によると、今回の広州交易会で知的財産権に関する苦情 531 件を受理し、昨年春の広州交易会より 35 件、7.06%増加し、昨年秋の前回に比べて 5 件、0.95%増加した。一方、権利侵害と訴えられた企業の数は昨年春より 1 社、0.15%とやや減少したものの、昨年秋より 37 社、5.91%増加した。最終的に権利侵害の事実が認定された企業は昨年春より 48 社、15.09%増加し、昨年秋より 36 社、10.91%増加した。

「今回の広州交易会で知的財産権保護の強化に大いに力を入れた結果、知的財産権保護意識が向上 し、取引の良好な秩序と環境を構築した」と、劉報道官が語った。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年5月13日)

★★★3. 国家林業局、198 属・種の新品種保護リストを発布★★★

国家林業局は近年、植物新品種の保護推進を狙い、関連制度の整備に取り組んでいる。育種者による新品種出願の需要を満たすために、同局はすでに198属・種の新品種保護リストを発布している。 国家林業局が5月11日明らかにした。

2014 年末までに、国家林業局は国内外からの植物新品種出願 1515 件を受理し、827 件の登録を認可した。2010 年から 2014 年までの植物新品種の出願件数が 881 件、登録件数が 533 件に達し、それぞれ前の 5 年間より 167.8%、140.1%増加した。

また、行政法執行を強化するために、国家林業局は権利侵害取り締まりの特別行動を実施し、各地方の法執行体制の整備を推進するとともに、「林業植物新品種行政法執行マニュアル」の発行・配布とパイロット事業の実施を含む一連の施策を打ち出した。

(出典: 国家知識産権網 2015年5月13日)

★★★4. 「2015 年農業知的財産権創造指数報告書」が発表★★★

中国農業科学院傘下の農業知的財産権研究センターは 25 日、「中国農業知的財産権創造指数報告書 (2015 年)」を発表した。2014 年、全国の農業知的財産権創造指数は 109.54%で、前年比 9.54%増加した。この中で、出願件数指数が 11.97%増の 111.97%、登録件数指数が 13.13%増の 113.13%、権利維持期間指数が 3.75%増の 103.75%となっている。

農業知的財産権研究センターの宋敏副主任によると、2014年の農業関連特許出願の中、企業が提出したものが34.69%で、初めて大学と研究機関のシェアを上回った。有効特許の維持期間はだいたい5~8年間、10年以上維持する確率が54.16%、20年の期限満了まで維持する確率が8.9%で、いずれも昨年より上昇している。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年5月27日)

★★★5. 安徽省の有効特許が1万8535件に、1万人あたり平均は3.07件★★★

安徽省の有効特許は今年4月末時点、1万8535件に達し、人口1万人あたりの保有件数が前年同期 比41.2%増の3.07件となった。人口1万人あたりの保有件数の伸び幅は全国平均を17.3ポイント上 回り、国内2位、中部地区1位となっている。

今年 1~4 月、安徽省の特許出願件数は全国 6 位、中部地区 1 位の 1 万 4882 件で、前年同期比 43.3%増加し、特許登録件数は全国 7 位、中部地区 1 位の 2790 件で、同 63.9%増加した。伸び幅では特許出願が全国平均より 21.3 ポイント上回り、全国 6 位、中部地区 1 位で、特許登録が全国平均より 19.4 ポイント上回り、全国 6 位、中部地区 1 位となっている。この中、合蕪蚌試験区の特許出願が安徽省全体の 55.5%を占める 8258 件、特許登録が同 57.2%の 1595 件であった。

安徽省の1~4月のPCT国際特許出願は35件に達している。

(出典: 国家知識産権網 2015年5月20日)

〇 その他知財関連

★★★1. 知的財産権保護への社会満足度、3年連続で上昇★★★

4月26日の「世界知的財産権デー」に先立ち、2014年度「知的財産権保護社会満足度調査」に関する結果がこのほど北京で発表された。調査結果から、昨年の知的財産権保護満足度は69.43点となり、3年連続で上昇したことがわかった。

中国は、2012年から3年連続で知的所有権保護に関する社会満足度調査を実施しており、その得点は2012年から順に、63.69、64.96、69.43点となっている。これに対し、中国特許保護協会の肖魯青事務局長は、「(満足度が)年々向上しているが、依然低い水準である」としている。

回答者の満足度をグループ別に見ると、香港、マカオおよび台湾の投資企業の権利者は他の企業より高く、商標権の権利者は特許権と著作権の権利者より高いという。

同調査は、中国専利保護協会、中華商標協会、中国版権協会と専門の情報サービス会社が共同で設立した「研究班」により実施された。権利者・一般市民・専門家といった3つのグループに分けてアンケートを実施し、回収した有効回答は1万2729件あったという。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 4 月 24 日)

★★★2. 中国情報通信研究院、「中国ネット著作権保護年度報告書」を発表★★★

4月22日、中国情報通信研究院は北京で、「2014年中国ネット著作権保護年度報告書」を発表した。報告書では、モバイルアプリケーションやソーシャルメディア、ネットワークストレージなど新型ビジネスの発展に伴い、ネット著作権保護の内容が多様化し、複雑化している一方、中国の著作権管理当局は法執行を強化し、立法、司法、行政保護の各分野で目覚しい成果を遂げたと指摘した。

また、国家版権局が実施した著作権の行政監視管理と法執行に関して、報告書は▽「剣網 2014」特別行動の実施▽関連部門と提携した共同エンフォースメントの実施▽行政処罰事件と典型的事件の情報公開推進▽著作権侵害・海賊版摘発活動における業界協会、公衆による役割の発揮——などの実績を挙げて、著作権の行政保護で取得した成果を評価した。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 4 月 24 日)

★★★3. 第8回五大特許庁長官会合、5月20~22日に蘇州市で開催される★★★

日米欧韓中の五か国・地域の特許庁長官が出席する第8回五大特許庁長官会合は5月20日から22日にかけて中国江蘇省の蘇州市で開催されることになった。

日本国特許庁(JP0)、中国国家知識産権局(SIP0)、欧州特許庁(EP0)、韓国特許庁(KIP0)、米国特許商標庁(USPT0)の五大特許庁の長官が代表団を率いて出席し、世界知的所有権機関(WIP0)からは事務局次長がオブザーバーとして参加する。同時に、五大特許庁協力第 14 回副長官会合と第 4 回産業界・長官会合の開催も予定されている。

蘇州市はイノベーションが活発な長江デルタ地区に位置し、国が第1陣として指定した知的財産権モデル都市であり、国内初の国家レベルの知的財産権サービス業密集発展試験エリアと国家知識産権局専利審査協力江蘇センターの所在地でもある。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年5月19日)

★★★4. 国家知識産権局の「Sシステム」、日本語など 7 言語が利用可能に★★★

これまで中国語と英語しか利用できなかった、国家知識産権局の専利検索・サービスシステム(「Sシステム」)は、日本語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、ドイツ語、アラビア語、フランス語の7言語のバージョンが新規追加され、4月26日より正式に運用が始まった。

「Sシステム」はユーザーにより便利な特許情報検索サービスを提供するために、国家知識産権局が開発したもので、2011 年 4 月 27 日に運用開始した。

同システムは専利出願の基本情報と審査情報が検索できるほか、ワンストップ検索、薬物特集検索、 ドリルダウン検索、ドリルダウン分析、特許運用プラットフォームなどの機能も備えている。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 5 月 6 日)

★★★5. 五大特許庁の審査情報検索サービスが運用開始★★★

国家知識産権局 (SIPO) が運営する「中国・多国専利審査情報検索システム」

(http://cpquery.sipo.gov.cn) に、複数国の特許審査情報を検索できる機能が新規追加された。 SIPOが5月18日から、本格的に同サービスの提供を開始した。

外国の特許審査情報の検索に関するユーザーのニーズに対応し、ワンストップの検索サービスを提供する。検索の利便性、効率が一段と向上し、特許審査情報のさらなる活用に繋がることが期待される。同システムでは現在、中国国家知識産権局(SIPO)、日本国特許庁(JPO)、欧州特許庁(EPO)、

韓国特許庁(KIPO)、米国特許商標庁(USPTO)の五大特許庁が受理した特許出願の審査情報を出願番号や公開番号で調べることができる。

(出典: 国家知識産権網 2015年5月20日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、 弊部ホームページにアクセスして下さい。

http://www.jetro-pkip.org/

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

E-Mail: pcb-ip@jetro.go.jp

発行: JETRO 北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved